

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

【子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針】

本市における平成27年度の0～15歳の年少人口は、11.8%と全国平均の12.6%よりも低く、昭和35年度以降、年々減少し続けている一方、平成27年度の65歳以上の高齢者比率は36.4%と高齢化が進展していることから、市民が安心して住み続けたいと思うまちづくりに取り組むこととする。

児童福祉については、家庭や地域で子どもを安心して産み育てられる地域を構築するため、各種子育て支援やひとり親家庭等福祉の充実、保育料の軽減といった子育て世帯の経済的負担軽減のための施策に取り組むとともに、次代を担う子ども達の育成支援のための社会づくり、体制づくりを進める。

高齢者福祉については、高齢者が生涯現役で活躍できるような生きがいきづくりと社会参加への支援、健康づくり事業、地域の支えあい体制づくり、在宅福祉サービスの充実、島原地域広域市町村圏組合と連携した包括的支援体制の構築及び介護予防事業・生活支援事業の充実を図り、誰でも安心して穏やかに暮らせる環境づくりを進める。

障がい福祉においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格を尊重しあう共生社会の実現を図るため障害者基本計画に基づいた社会の育成、社会活動への参加、在宅サービスシステムの充実等を図る。

また、高齢者や障がい者等の交通弱者に対してタクシー・バス等の利用支援等を図る。

保健については、それぞれのライフステージに応じ、誰もが健康を手に入れることができるという基本的な考えに立ち、関係機関や関係団体、各個人と行政が一体となって健康の維持・増進に重点をおいた健康づくりの支援体制の充実に努める。

(1) 現況と問題点

(ア) (子育て環境の確保)

本市では、23保育所（民間23）、7認定こども園（公立1、民間6）により保育を充実し、子育て支援センター（民間15）や放課後児童クラブ（民間26）による子育て支援を行うことにより児童の健全育成等に努めているが、依然として少子化傾向が拡大しており、今後も急激な子どもの増加は見込めない状況である。また、子どもや子育てをめぐる環境は、核家族化による家庭や地域での子育て機能の低下など厳しさを増しており、加えて、不安定な雇用形態や低賃金による所得の低迷など、子育て家庭における経済的な問題も懸念されている。

このような中、パートタイムやフレックスタイムなど就労形態の多様化や共働きの増加、また積極的な女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、同時に、児童の保育

に対する行政への期待感も益々拡大している。

また、育児に対する相談相手がいないなど、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくなく、核家族化や地域のつながりの希薄化によって育児に対する相談相手不足など育児に不安を感じている保護者は多い。さらに、近年、母子・父子家庭や寡婦等の増加に伴い、生活基盤や子育てに支障を生じる家庭が見受けられるとともに、児童虐待など子どもの育ちにとって危惧すべき状況をかかえる家庭が増えている状況にあって、母子父子自立支援員や家庭児童相談員によるきめ細かな相談や育児・生活支援ができるよう、市民ニーズに応じた子育て支援策の充実が必要である。また、身近で安全な遊び場である児童公園については、児童数の減少により利用者が少なくなっているが、老朽化している遊具が見受けられるため、安全な管理と事故防止に努める必要がある。

(イ) (高齢者福祉)

超高齢社会を迎え、本市においても高齢者比率が36.4%（平成27年国勢調査）と県平均の29.6%を上回り、実に住民のほぼ3人に1人が高齢者となっている。

高齢者が健康で自立した生活を実現するよう福祉施策の充実とともに、健康な身体と生活機能を維持・向上していくための認知症対策や介護予防の推進と、高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも安心して生きがいをもって暮らせる環境づくりが必要である。

これまでも、福祉センター、デイサービスセンター等の福祉施設、ゲートボール場などの体育施設の整備、既存施設のバリアフリー化を積極的に行ってきた。これからも公共施設や住環境等の整備を行い高齢者等にやさしい福祉のまちづくりを推進していく必要もあるが、今後は、これらの施設を利用した福祉サービス事業、健康づくり事業等のソフト事業の充実を図るとともに、高齢者向けの住宅施設や介護が必要な高齢者のための在宅介護福祉施設等の整備についても、長期的視点にたった計画によって進めていかなければならない。

また、高齢者の自立した生活を図るため、タクシー・バス等の利用への支援が必要である。

高齢者の生きがい活動の支援については、介護予防自主グループへの支援を重点施策として進めているが、今後は老人クラブ連合会やシルバー人材センター等と更なる連携を図り、又、青少年育成活動への参加機会を設けるなどの世代間交流の場や学習の場の拡充が求められる。

医療、保健、福祉の連携による支援体制を充実し、相互扶助の精神を活かした、高齢者が自立した生活を続けられる社会の実現を目指していくものとする。

高齢者人口の推移(国勢調査)

(単位:人・%)

区 分	昭和35年	昭和50年	平成2年	平成17年	平成27年
総人口上	79,549	67,759	62,828	54,045	46,535
65歳以上	6,905	8,726	11,433	15,980	16,941
高齢者比率	8.7	12.9	18.2	29.6	36.4

(ウ) (障がい者福祉)

障がい者福祉においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格を尊重しあう共生社会の実現を図るため障害者基本計画に基づいた社会の育成、社会活動への参加、復帰の場の確保と拡大、各種公共施設の改修整備、在宅サービスシステムの充実が必要とされている。

障がい者の自立支援については、南島原市地域自立支援協議会において各障がい者団体、公共職業安定所との連携を進め、また、就労移行支援事業所の職員など、障がい者就労支援に携わる人材を育成し、障がい者の就業に必要な知識・技術の習得を行うとともに、ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方を広く啓発し市民の理解を深めることで、社会参加を促進していく必要がある。また、障がい者の生活交通の確保のため、タクシー・バス等の利用への支援が必要である。

(エ) (保 健)

高齢化に伴い要介護者の増加や、生活習慣病を中心とする疾病構造の変化、ストレスの増大による心の問題など、健康を取り巻く環境が大きく変化している中で、健康は自分自身で作りあげるといった考え方のもと、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、豊かで充実した人生を過ごせるよう、健康寿命を延ばすためにも、生活習慣病等の予防や早期発見体制の整備、自転車の日常利用による健康増進に取り組む必要がある。

健康に関するさまざまな知識や意識を高める情報を市民に提供するとともに、市民や企業などと共に地域ぐるみで市民の総合的な健康づくりを推進していく。そのためには、地域の保健関係機関や医療関係機関及び教育や職域の関係機関、地域組織・団体との連携のもと、各種健康診査等の充実や受診率の向上、生活指導を強化し、疾病予防と医療費抑制につながる健康づくり支援策を講じていく必要がある。

また、運動による心身の健康増進のために、子どもから高齢者まで気軽に運動を楽しみ、世代間交流ができる広場やスポーツ施設などの環境整備が必要である。

なお、健康の概念は「身体的健康」に限らず「こころの健康」も重要視され、リラクゼーション施設の整備及びこころの健康に対する相談機関の充実が必要である。

特に少子高齢化に伴い、安全でかつ安心した妊娠・出産・育児のために医療体制の整備を行うとともに、不妊で悩む人を対象とした不妊治療費の助成や情報提供、相談機能を充実し、また、母親の育児不安を軽減するため、各種健診事業や専門家による相談事業、気軽に参加できる子育て支援センター事業等を推進し、父親の育児参加を促すとともに母親同士が交流の場を積極的に活用できるように支援することが必要である。

また、食を楽しむことは、健康寿命にもつながることであり、小児の生活習慣病の予防を推進するとともに、乳幼児から高齢期までの食育及び歯・口腔の健康づくり体制を整えることも重要である。

(オ) (その他の福祉)

母子・父子家庭や寡婦等の増加により生活基盤、子育てに支障を生じる場合が見受けられた。これまで母子家庭を対象に経済的支援が行われていたが、父子家庭への経済的支援も行われることとなり、これらの家庭を「ひとり親家庭等」と位置づけ支援等を行う。

今後も、ひとり親家庭等の自立支援を柱とする環境整備を推進する中、社会全体の協力や支援を仰ぎながら、子どもの健全育成のための養育指導、助成、相談体制の確立を図る必要がある。

支援が必要な住民及びその世帯が抱える課題が複合化・複雑化する中で、従来の属性ごとに区切られた支援体制では十分ではなく、制度の隙間を埋める仕組みの構築が必要となっている。

(2) その対策

(ア) (子育て環境の確保)

- ① 延長保育や休日保育、一時預かり保育、病児後保育、障がい児保育などを充実させるとともに、就労家庭の児童の放課後時間を支援する学童保育の充実を図る。
- ② 高等学校等卒業までの子どもたちが十分な診療が受けられるよう、乳幼児医療支援、こども医療支援等により子育て家庭を支援する
- ③ 孤立化しやすい子育て家庭の安らぎの場として、地域子育て支援センターの充実を図り、子育て不安の解消と子育て世帯同士の仲間づくりなどネットワーク化を支援し、交流や情報交換の機会の拡大、地域と一体となった取組を強化する。
- ④ 子どもたちの健全な育成のため、保育施設や放課後児童クラブの整備を図るとともに、児童公園の遊具については、適正な安全管理を行う。
- ⑤ 家庭児童相談員による子どもと家庭生活全般の問題についての相談・支援体制を地域要保護児童対策協議会等の関係機関と連携を図り児童虐待などの早期発見、早期対応と未然防止に努める。
- ⑥ 雇用形態の変化や低賃金など経済的負担が深刻化する中、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免やおむつ等の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図る。

(イ) (高齢者福祉)

- ① 高齢者の生きがい対策として、老人クラブ連合会、シルバー人材センター、介護予防自主グループ等の活動の充実を図り、地域における世代間の交流、文化・スポーツ・ボランティア活動など社会参加機会を推進する。
- ② 高齢者が健康で自立した生活を実現するよう福祉施策の充実を図るとともに、健康な身体と生活機能を維持・向上していくための介護予防の推進と、高齢者が住み慣れた地域

の中でいつまでも生きがいをもって暮らせる環境づくりを推進する。また、独居老人、高齢者のみの世帯等に対して、趣味活動等の各種サービスを積極的に推進する。

- ③ 要援護高齢者に対する福祉サービスの向上を図るため、福祉・保健・医療ネットワークづくりを推進し、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図るとともに、在宅介護福祉サービスの質の向上を図る。
- ④ 介護保険事業の円滑な推進・介護サービスの質的向上・介護予防の推進等について、島原地域広域市町村圏組合と連携して取り組む。
- ⑤ 高齢者が安全で快適な日常生活ができるよう、公共施設や住環境等の整備改良を行い、高齢者等にやさしい福祉のまちづくりを推進する。
- ⑥ 一人暮らしの高齢者や身体障がい者等で常に注意を要する状態にある人たちに緊急通報装置を貸与し、緊急時における不安の解消と安全確保を図る。
- ⑦ 利用者の安否確認や生活環境等の変化にも注意しながら、繊細な福祉サービスの提供に努める。
- ⑧ 高齢者の生活交通の確保のため、タクシー及びバス利用料金の一部を助成する。
- ⑨ 認知症や障害などにより、判断能力が低下している高齢者や障害者が不利益を受けることなく、安心して地域で暮らし続けられるよう権利擁護支援の充実を図る。
- ⑩ 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策を総合的に推進し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、相談・支援体制の構築及び地域の見守り・支援体制の充実を図る。

(ウ) (障がい者福祉)

- ① ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方を広く啓発し市民の理解を深め、障がい者が住み慣れた場所で生活し、積極的に社会参加できる環境づくりを推進する。
- ② 障害者総合支援法の趣旨に則り、障がい者の自立への意欲を高めるとともに、施設入所・入院から地域生活への移行を促進し、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを支援する。
- ③ 障がい者の生活交通の確保のため、タクシー及びバス利用料金の一部を助成する。

(エ) (保 健)

- ① 健康診査やがん健診の推進や各種予防接種の充実、生活習慣予防のための情報提供を推進する。
- ② 食を楽しむことは健康寿命にもつながることであり、小児の生活習慣病予防の推進や乳幼児期から食育及び歯・口腔の健康づくり体制を整える。
- ③ 子供から高齢者まで楽しめる身近な運動の場を充実し、市民が気軽に運動できる環境づくりを推進する。

- ④ 地域ぐるみでこころの健康づくりを推進する。
- ⑤ 安全でかつ安心した妊娠・出産・育児のための支援体制を整備し、不妊で悩む人への支援として治療費の助成を行う。
- ⑥ 健康診査・がん検診等の受診や各種健康相談等への参加、健康増進を目的とした自転車や歩きでの運動などに対して、商品券等と交換できるポイントを付与し、市民一人ひとりが目標をもつことにより健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進する。

(オ) (その他の福祉)

- ① 生活全般に様々な不安を抱える母子・父子家庭の「ひとり親家庭」や寡婦等に対して、経済的安定や健康増進を図るため医療費の一部を負担する。また、健全な育成のための相談、支援体制の充実に努める。
- ② 母子・父子家庭の「ひとり親家庭」に対して、母子・父子自立支援員による仕事と家庭・養育の両立支援を図るとともに、養育指導等必要な支援の推進に努め、自立に向けた支援を推進する。
- ③ 要保護世帯の実態に即した生活相談・生活指導の充実に努めるとともに、生活困窮する恐れのある方に対し、相談支援員による相談、就労支援及び、住居確保給付金等により、生活の安定に向けた支援を推進する。
- ④ 地域住民が抱える複合化・複雑化した課題に対応するため、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を推進する。

(カ) (子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進における目標)

基本目標	基準値	令和7年度
合計特殊出生率	1.89 (H30年度)	2.00
要支援・要介護認定率	22.7% (R2年度)	21.6%

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	児童福祉施設整備事業 保育所等改修	社会福祉 法人	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	乳幼児医療費支援事業 内容: 小学校就学までの子どもの医療費を助成する。 必要性: 子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づく	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>りのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るためにも今後にも必要な事業である。</p> <p>効果等：①子育て支援の充実</p>		<p>育てることが出来るような環境を整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
		<p>障害児保育事業（保育所運営・活動支援事業）</p> <p>内容：保育に欠ける障害児に対し担当保育士を配置する。</p> <p>必要性：過疎地である本市では障害児施設が密に無い。近くの保育所が利用出来れば送迎等の時間も短くなり障害児、家族の負担軽減になる。また、集団保育の中で障害のない児童と共に学びあうことは障害児に対する理解を深めることも繋がる。</p> <p>効果等：</p> <p>①家族の負担軽減</p> <p>②障害児に対する理解を深める</p>	市	<p>障害児の福祉の向上を図る事は、誰もが相互に人格を尊重し合う共生社会の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。</p>
		<p>保育料軽減事業（すこやか子育て支援事業）</p> <p>内容：市内に居住する2人以上の児童を扶養する保護者の2子目以降の保育料を減免する。</p> <p>必要性：多子世帯の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の向上及び子どもを育てやすい環境づくりを図るとともに出生率向上が期待できるため、過疎地域である本市の人口減少に歯止めをかけることが見込まれる。</p> <p>効果等：</p> <p>①幼児教育の向上</p> <p>②子どもを育てやすい環境づくり</p> <p>③出生率向上</p>	市	<p>子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。</p>
		ひとり親家庭等医療費支援事業		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>内容：母子・父子家庭の子どもたちや寡婦等の医療費を助成する。 必要性：母子・父子・寡婦等の医療費に関する軽減制度は、安心・安全な社会づくりのために不可欠な制度であり、福祉の充実を図るためにも今後も必要な制度である。 効果等： ①医療費負担軽減 ②児童の福祉増進</p>	市	児童の福祉増進を図ることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		<p>こども医療支援事業 内容：小学生・中学生・高校生等の医療費を助成する。 必要性：子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るために必要な事業である。 効果等： ①医療費負担軽減 ②子育て支援の充実</p>	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
		<p>すくすく赤ちゃん支援事業 内容：紙おむつや粉ミルク等の赤ちゃんの育児用品の購入費用の一部を助成する。 必要性：子育て家庭の経済的支援を行い、子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保し、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るためにも今後も必要な事業である。 効果等： ①子育て家庭の経済的負担軽減 ②子育て支援の充実</p>	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をも

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				って遅しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
	高齢者・障害者福祉	市老人クラブ連合会支援事業 内容：老人クラブに対し助成を行う。 必要性：老人クラブ会員の親睦を深め、各地区老人クラブ活動の活性化や各種機会を確保し、高齢者の生きがいの充実や健康増進を図る必要がある。 効果等： ①健康増進 ②高齢者の生きがい充実	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		市シルバー人材センター補助金 内容：市シルバー人材センターに対し助成する。 必要性：定年退職者に安定した就労機会を提供し、高齢者の生きがいの充実と社会参加を促進する必要がある。 効果等： ①高齢者の生きがい充実 ②高齢者の社会参加促進	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		高齢者・障害者交通費助成事業 内容：高齢者、障害者等の交通弱者に対しタクシー及びバスの利用助成券を交付する。	市	交通弱者等の生活交通を確保することは、生

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>必要性: 高齢者、障害者等の交通弱者が通院や外出する場合の交通手段として、利用するタクシー及びバスの利用料の一部を助成し、生活交通を確保する必要がある。また、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を助け、もって高齢者等の福祉を向上させる必要がある。</p> <p>効果等: ①高齢者等交通弱者の生活交通の確保</p>		まれ育った地域で長く生活できる環境を整えることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		<p>緊急通報システム設置事業</p> <p>内容: 常に見守りを要する状態の一人暮らしの高齢者や身体障害者等に、緊急通報装置を貸与する。</p> <p>必要性: 常に見守りを要する状態の一人暮らしの高齢者や身体障害者等に対し、急病や災害時に迅速かつ適切な対応を可能とすることで、緊急時の不安解消と安全を確保する必要がある。</p> <p>効果等: ①高齢者福祉の向上</p>	市	高齢者が安心して生活できる環境を提供することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	健康づくり	<p>健康づくりポイント事業</p> <p>内容: 20歳以上の市民を対象に、健康診査・がん検診等の受診や各種健康相談、血圧、体重、歩数、自転車利用時間記録等の取り組みに対して、商品券と交換できるポイントを付与する。</p> <p>必要性: 健康的な生活習慣の定着するためには、市民一人ひとりが目標をもち、健康づくりへの関心を高める必要がある。また、一人当たり医療費の抑制を図るためには、特定健康診査・がん検診の受診率向上が必要である。</p> <p>効果等: ①健康的な生活習慣の定着 ②特定健康診査・がん検診の受診率向上 ③一人当たり医療費の抑制</p>	市	市民一人ひとりが健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣を定着することで一人当たりの医療費抑制が図られることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	その他	<p>特定不妊治療支援事業 (いのちの始まり応援事業)</p> <p>内容: 不妊治療等に要した費用の一部を助成する。</p> <p>必要性: 子を望む親の心の安らぎと出生率の向上に寄与するため、高額な費用を要する不妊治療に対して経済的支援が必要である。</p>	市	子を望む親の経済的不安を軽減することで、出生率の向上に寄

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	効果等： ①子を望む親への経済的支援 ②出生率の向上		与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		こども医療支援事業 基金積立	市	
		高齢者・障害者交通費助成事業 基金積立	市	
		緊急通報システム設置事業 基金積立	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

南島原市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型別の基本的な方針は以下のとおりである。

(1) 子育て施設

- ・保育所は地域との関連が深く、利用者が減少傾向にあるからと、単純に統廃合等の判断をすることは難しい。北有馬保育所については、子育て支援のためにも、今後も運営を行うものとするが、今後地域の意向や将来的な利用者の入所状況等を見ながら運営方法を検討していく。

(2) 保健・福祉施設

- ・高齢福祉施設は、同等のサービスを提供する民間施設の配置状況について把握し、市域全体で類似機能の集積を考慮した施設配置及び運営方法の適正化を検討する。
- ・施設更新や大規模改修時には利用状況や効果、必要性を踏まえ、用途変更や廃止等も含めた適正化を検討し、機能が重複する施設等を整理し、必要に応じて集約を図る。

本方針を踏まえ、公共性や地域性及び管理運営の効率性を考慮し、施設機能の維持や施設運営の効率化、必要に応じた整備、改修、並びに統廃合、廃止等を進める。